

## 国土交通省における階段の基準の合理化に関する検討について

## ■ 背景

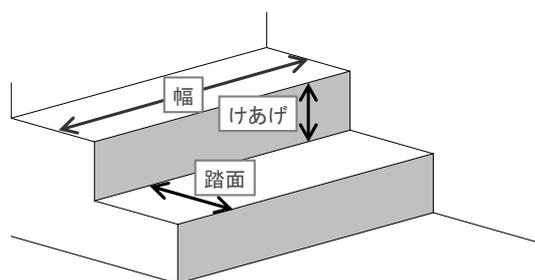
建築基準法では、建築物の用途ごとに階段の幅、けあげ、踏面の寸法に関する基準を定めており、当該規制が建築物の用途変更の際の障害になっているとの指摘がある。（例えば、少子化に伴う学校統廃合に伴い、中学校校舎を小学校の校舎として円滑に活用できるよう、小学校の児童用の階段のけあげに関する基準を合理化することが求められている。）

## ■ 検討内容

このような背景を踏まえ、国土交通省では、以下のような知見を整理した上で、階段のけあげ等の基準の合理化について検討（小学校の基準を含む）を行うこととしている。

- ・ 階段における事故事例の収集、事故原因の分析や事故の類型化
- ・ 児童の体格の相違や階段に関連する規制強化（手すりの設置の義務化）等を踏まえた見直しの可能性
- ・ 階段の勾配上限を緩和する場合の影響
- ・ 安全性確保に向けた代替措置 等

（参考）建築基準法における小学校・中学校における階段の寸法等に関する基準



階段の各部分の名称

	階段等の幅 (単位 cm)	けあげの寸法 (単位 cm)	踏面の寸法 (単位 cm)
小学校における児童用のもの	140 以上	16 以下	26 以上
中学校における生徒用のもの	140 以上	18 以下	26 以上